

米関連政策の変遷（米政策改革大綱以降）

平成 14 年 12 月	「米政策改革大綱」の決定
平成 16 年 4 月	改正食糧法 ※ 生産出荷団体による生産調整方針の設定、流通規制の撤廃等 米政策改革スタート ※ 生産者・生産者団体の主体となる需給調整システムへの段階的移行、地域水田農業ビジョンの取り組み、産地づくり対策、需要に応じた売れる米づくりの推進、担い手経営安定対策、稲作所得基盤確保対策、集荷円滑化対策
平成 17 年 3 月	新たな食料・農業・農村基本計画の制定 (担い手育成、水田・畑作経営所得安定対策、農地・水・環境保全向上対策など)
平成 18 年 7 月	「経営所得安定対策等大綱」の決定 ・ 19 年産から水田・畑作経営所得安定対策導入 ・ 19 年産から生産者・生産者団体が主体となる需給調整システムに移行
平成 19 年 4 月	水田・畑作経営所得安定対策の導入
平成 19 年 10 月	「米緊急対策」「自民党コメ緊急対策」の実施 ※34 万トンの緊急政府買入、全農 18 年産米の飼料処理を実施
平成 21 年 4 月	米関連 3 法成立 ※ 米粉・エサ米法、米トレーサビリティ法、改正食糧法
平成 21 年 8 月 衆議院総選挙（政権交代）	
平成 22 年 3 月	新たな食料・農業・農村基本計画の制定 (食料自給率 50%、戸別所得補償制度、6 次産業化など)
平成 22 年 4 月	22 年度戸別所得補償モデル対策の開始 ※ 「米戸別所得補償モデル対策」「水田利活用自給力向上事業」を実施する一方、出口対策は一切講じず (22・23 年産は集荷円滑化対策を実施していない)
平成 22 年 12 月	23 年度農業者戸別所得補償制度の予算決定 (米価変動補てん交付金の予算は 24 年度予算計上)
平成 23 年 2 月	政府備蓄米の棚上備蓄運営への移行 ・ 23 年産より 20 万トンの播種前入札を実施 ・ 棚上備蓄の円滑な移行対策として 22 年産米の備蓄買入 10 万トンを実施 ※ 集荷円滑化対策基金 321 億円を活用し、販売環境整備米として 17 万トン进行飼料用処理
平成 23 年 3 月	米穀価格形成センターの廃止
平成 23 年 4 月	畑作物を含めた農業者戸別所得補償制度の開始
平成 23 年 7 月	米の先物取引試験上場認可

